

事務連絡  
令和5年8月9日

各都道府県総務部（局）  
（安全衛生担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各都道府県人事委員会事務局  
各指定都市総務局  
（安全衛生担当課扱い）  
各指定都市人事委員会事務局

御中

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室

#### 職場における騒音障害防止のための措置について

職場における騒音については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において、健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとされており、事業者が自主的に講ずることが望ましい騒音障害防止対策について「騒音障害防止対策のためのガイドライン」が定められているところ、今般、厚労省において、当該ガイドラインの改訂が行われました。また、このことを受け、人事院から各府省あてに、職場の作業環境等の実情に応じた職員の騒音障害防止のための措置を講ずるよう周知する旨の事務連絡が発出されておりますので、参考までにお知らせします。

各都道府県総務部（局）におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

安全厚生推進室安全厚生係  
（担当：板垣、高木）  
TEL：03-5253-5560（直通）